



暮らしにもっと、
楽しさをもっと

第40期

定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年5月18日(水曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 福島県福島市野田町一丁目10-41
ウェディング エルティ 1階「スクエアルーム」

会場についての詳細は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式移転計画承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件

目次

ご挨拶	1
第40期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	28
トピックス	70



株式会社 **ダイユーエイト**

証券コード：2662



代表取締役社長

浅倉 俊一

ご挨拶

私たちダイユーエイトグループは、これからも地域の皆様とともに復興支援活動に全力で取り組んでまいります。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第40期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期における国内経済は、前半は政府の経済対策や金融政策による円安・株高を背景に、緩やかな回復基調が見られました。一方、後半は大手企業を中心に企業業績は底堅さを堅持し、雇用情勢は引き続き改善しているものの、企業の設備投資は伸び悩み、個人消費にも停滞感がみられるなど景気の回復は足踏み状態が続いております。

このような状況の下、当社は「初志貫徹と更なる挑戦」を経営スローガンに掲げ、当社の強みである小商圏での出店を基軸としホームセンターの出店、専門店の出店、ホームニーズ商品を中心に同質化競

争、低価格競争からの脱却を図るための商品政策、従来取扱いの無かった差異化された商品の機能性、素材、品質等の付加価値を訴求する生活提案型の売場構築等の販売政策に取り組んでまいります。

平成28年5月18日開催の定時株主総会による承認を前提に、当社がかねてより友好関係を築いてきた岡山県に本社のある株式会社リックコーポレーションと経営統合し、平成28年9月1日に株式移転により共同持株会社を設立する予定です。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも当社グループをご支援賜りますようお願い申し上げます。

平成28年4月

証券コード 2662
平成28年4月26日

株 主 各 位

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
株式会社 ダイユーエイト
代表取締役社長 浅倉 俊一

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月17日(火曜日)午後6時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年5月18日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福島県福島市野田町一丁目10-41
ウェディング エルティ 1階「スクエアルーム」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第40期(平成27年2月21日から平成28年2月20日まで)事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期(平成27年2月21日から平成28年2月20日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式移転計画承認の件
第3号議案 定款一部変更の件 |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | | |

当社は、以下の事項をインターネットの当社ウェブサイト (<http://www.daiyu8.co.jp/>) に掲載しておりますので、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類には、当該事項は記載していません。

- ① 連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
- ② 計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- ③ 株主総会参考書類中の第2号議案のうち、「リックコーポレーションの最終事業年度に係る計算書類等の内容」
以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.daiyu8.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成27年2月21日から平成28年2月20日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成27年2月21日～平成28年2月20日)におけるわが国の経済は、政府による経済政策、金融緩和政策の下支えもあり企業収益、雇用情勢に緩やかな回復基調が見られました。個人消費につきましても低価格志向とこだわり志向の二極化が進んでおりますが、平成26年4月の消費税増税や円安に伴う物価上昇による実質所得の減少から消費マインドは低迷しており、依然として消費者の節約志向が顕著であり、その後の回復も長期化の様相を呈しております。また、円安を背景とした原材料価格の高騰、人件費の上昇、原油価格の下落等もあり依然として経営環境の先行き不透明感を払拭しきれない状況が続いております。

流通小売業界におきましてはオーバーストア状態にあり、出店立地の確保が困難な状況の中、業態を超えた出店競争が激化しております。このことは同時に同質化競争、低価格競争を招いており、企業にとって収益の確保が難しい経営環境を形成しております。また、当社グループがチェーン展開する東北地方においては、都市と地方の地域間格差及び企業間格差が顕著であり、かつ人口減少によるマーケットサイズの縮小、少子高齢化に伴うニーズの変化という市場構造の変化が拡大しております。

このような状況のもと、当社グループは創立40周年を迎え「飛躍への起動づくりへの挑戦」をスローガンに掲げ、お客様にとって魅力的な商品提案、サービスレベルの向上、お客様第一主義を実践し、地域のお客様の豊かな生活の実現に向けて企業努力を続けてまいりました。また売上高1,000億円への挑戦という長期ビジョン実現に向けた成長戦略の一環として、1月に従来より業務・資本提携を行っていた株式会社リックコーポレーションとの間で「経営統合に関する基本合意」を締結し、事業規模の拡大を図るとともに、両社の強みを持ち寄り、商品調達、コスト面等においてシナジー効果を発揮させることにより、利益の最大化を目指す体制構築に向けた取組みを行っております。当連結会計年度における新規出店としまして、ホームセンター「ダイユーエイト」は3月に土浦おおつ野店(茨城県)、11月に田島店(福島県)を開店いたしました。ペット専門店「ペットワールドアミーゴ」は新発田店(開店3月 新潟県)、自転車専門店「ワンズサイクル」は、白河店(開店3月 福島県)を開店いたしました。またオフィス用品専門店「オフィスエイト」は3月に初の県外出店となる山形県米沢市に米沢店を開店いたしました。これにより当連結会計年度末の店舗数は、108店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の連結売上高は496億8千万円(前年同期比17.6%増)、連結営業利益は15億5千1百万円(同15.7%増)、連結経常利益は16億3千3百万円(同18.0%増)、連結当期純利益は9億2千4百万円(同14.0%増)となりました。

なお、前連結会計年度末において連結子会社としていた株式会社日敷の損益計算書については当連結会計年度の期首より当社グループの連結損益計算書に含めております。

ホームセンター事業

ホームセンター事業は、営業休止店舗を除く既存店ベースで、客単価が前年同期比で0.3%増加しましたが、客数が前年同期比で1.7%減少したことから、既存店売上高は1.4%減少いたしました。

セグメント売上高につきまして既存店ベースでの商品別販売動向は、春先において用土、肥料等の園芸用品の売上高が好調に推移しましたが、前年は消費税増税前の駆け込み需要もあった影響で家電製品、インテリア等の売上高が前年同期比で大きく落ち込みました。夏場は猛暑日が続いたことで冷房、扇風機をはじめとした夏物季節商品の売上が好調に推移いたしましたが、秋口からは例年と比較し高気温の影響もあって石油暖房等の冬物商品の売行きの出足が鈍く、冬季に入ってから暖冬により除雪用品等の季節商品の売上が前年実績を下回る状況が継続いたしました。当期は創立40周年にあたり、シーズン毎、年4回に渡りそれぞれ実施してまいりました創立40周年大感謝祭が好評を得て、好天の影響も相俟って集客数が大きく増加するとともに、売上高についても前年同期比及び計画数値比で大きく伸ばいたしました。しかしながら、年初より継続する原油価格下落に伴う灯油販売価格下落の影響が当連結会計年度における既存店全体の売上高減少の大きな要因となっております。

セグメント利益につきましては、ホームセンターの主力部門である木材、工具、作業用品、植物、園芸、ガーデニング用品等のホームニーズ商品の強化を商品戦略として取組み、商品の「差異化」を継続的に推進してまいりました。さらに、従来の商品と併せて、高付加価値商材を積極的に投入し、その機能性、素材、品質を訴求するとともに、ローカルチェーンとして園芸、農業資材を中心に地域特性商品を充実させることによってお客様の暮らしに「新たな価値」を創造できる品揃えの実現に重点的に取り組んでまいりました。その結果、商品荒利益率は既存店ベースで前年同期比0.4%改善いたしました。

販売促進面では、ポイント会員獲得キャンペーンを展開するとともに、ポイントカード会員様へのポイント5倍セール「8のつく日はハッピーDAY」を継続して実施することにより、お客様より大変なご好評を得て売上伸長に繋げることができました。

これらの結果、ホームセンター事業における売上高は344億8千5百万円(前年同期比0.9%増)、セグメント利益(営業利益)は21億3千8百万円(同0.8%増)となりました。

不動産事業

不動産事業につきましては、エイトタウン田島(福島県)を開設しました。これにより近隣型ショッピングセンター「エイトタウン」は計6箇所となり、集客効果等でホームセンターとの相乗効果を図っております。

売上高は7億9千5百万円(前年同期比1.2%増)、セグメント利益(営業利益)は3億4千2百万円(同5.0%増)となりました。

子会社小売事業

子会社小売事業における売上高は66億1千5百万円、セグメント利益(営業利益)は6千2百万円となりました。

なお、子会社小売事業は前連結会計年度末より連結子会社としている株式会社日敷の営む小売事業であり、同事業の売上高及びセグメント利益は当連結会計年度の期首より当社グループの業績としていたため、前年同期との比較は行っておりません。

(その他)

当事業における売上高は、「ペットワールドアミーゴ」を展開するペットショップ事業及び「ワンズサイクル」を展開する自転車専門店事業等により90億9千3百万円(前年同期比8.3%増)、セグメント利益(営業利益)は1億6千2百万円(前年同期はセグメント損失5千万円)となりました。

商品部門別の売上高

区 分	第40期 (当連結会計年度) (平成28年2月期)			
	売上高	構成比	前年比	
ホームセンター	D I Y用品	11,532 <small>百万円</small>	23.2 %	105.1 %
	家庭用品	21,117	42.5	98.5
	カー・レジャー用品	1,836	3.7	104.7
	小計	34,485	69.4	100.9
その他	15,194	30.6	188.2	
合計	49,680	100.0	117.6	

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は17億2千9百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

1. 当連結会計年度中に完成した主要設備

設備名	所在地	投資金額	備 考	
ホームセンター土浦おおつ野店	茨城県土浦市	129 <small>百万円</small>	売場面積	6,008.0 ^m
ホームセンター田島店	福島県南会津郡	607	//	3,698.0
オフィスイト米沢店	山形県米沢市	36	//	643.4
ペットワールドアミーゴ新発田店	新潟県新発田市	79	//	637.6
ワンズサイクル白河店	福島県白河市	12	//	293.0
ホームセンター横手店	秋田県横手市	758	//	5,841.0

(注) ホームセンター横手店は、株式会社日敷の店舗であります。

2. 当連結会計年度において継続中の主要な設備

設備名	所在地	投資金額	備 考	
ホームセンター登米店	宮城県登米市	705 <small>百万円</small>	株式会社ダイユーエイト	
ホームセンター郡山横塚店	福島県郡山市	331	株式会社ダイユーエイト	
ホームセンター白河店	福島県白河市	636	株式会社ダイユーエイト	
ペットワールドアミーゴ一関店	岩手県一関市	74	株式会社ダイユーエイト	

(3) 資金調達状況

当連結会計年度は、グループの所要資金のために、平成27年4月27日を払込期日とする公募による新株式の発行及び平成27年5月27日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により1,135百万円の資金調達を行いました。また、金融機関より2,600百万円の長期借入による資金調達を行い、800百万円の短期借入返済、2,440百万円の長期借入返済、90百万円の社債の償還を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「初志貫徹と更なる挑戦」を経営スローガンに掲げ、コンプライアンス徹底や内部統制機能の強化を図りつつ、以下の4つの重点課題に取り組み経営体質の強化と企業価値の最大化に取り組んでまいります。

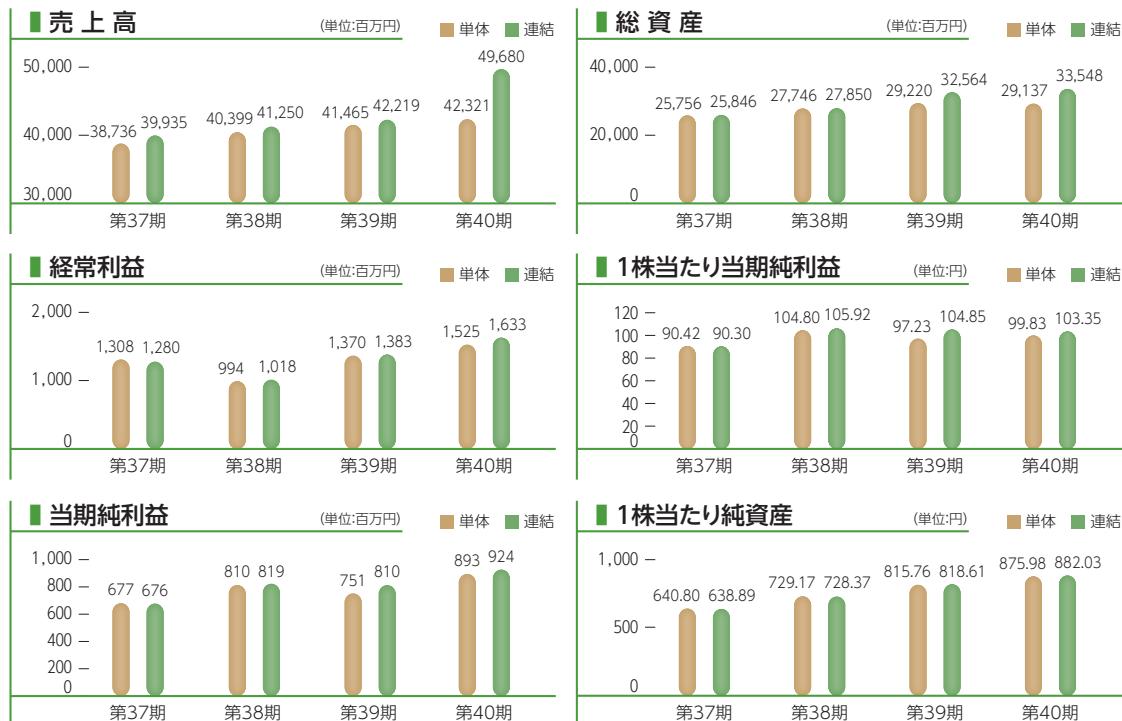
- ① ホームニーズ商品力と販売力の強化
- ② EDLPの推進
- ③ 既存店の活性化
- ④ ドミナント化と商勢圏の拡大

(6) 財産及び損益の状況

区 分	年 度	第37期	第38期	第39期	第40期
		(平成25年2月期)	(平成26年2月期)	(平成27年2月期)	(当連結会計年度 (平成28年2月期))
売上高	(百万円)	39,935	41,250	42,219	49,680
経常利益	(百万円)	1,280	1,018	1,383	1,633
当期純利益	(百万円)	676	819	810	924
1株当たり当期純利益		90円30銭	105円92銭	104円85銭	103円35銭
総資産	(百万円)	25,846	27,850	32,564	33,548
純資産	(百万円)	4,946	5,647	7,320	9,169
1株当たり純資産		638円89銭	728円37銭	818円61銭	882円03銭

(注) 1株当たり当期純利益の算出は期中平均発行済株式総数により算出する方法であります。

● 連結財務ハイライト



(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アレンザ・ジャパン	40 ^{百万円}	50.0%	輸入卸売事業
株式会社日敷	413	51.0	小売業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業の内容

当社グループは商品の小売を主たる事業とし、これに付随するその他（商品配送の業務委託及び不動産賃貸）の事業を営んでおります。

(ホームセンター事業)

「住まいと暮らしをより便利により快適に」をコンセプトに、毎日の暮らしに欠かせない商品、住まいや暮らしを便利に快適にする商品、季節や行事の中で求められる商品等を取り扱うホームセンターを営む事業。

(不動産事業)

ホームセンター店舗敷地内に貸店舗を建築しテナントを募集するほか、ショッピングセンターの開発及び不動産の賃貸・管理業。

(子会社小売事業)

連結子会社である株式会社日敷の営む小売事業であり、秋田県を営業基盤にホームセンター・スーパーセンター等を営む事業。

(9) 主要な事業所及び店舗

- ① 事業所 本社 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
東京事務所 東京都千代田区外神田5-1-5 国際ビルディング6階

② 店舗 (株式会社ダイユーエイト)

		店舗名 (部門別)	店舗数	
ホームセンター	福島県	保原店、二本松店、桑折店、船引店、矢吹店、会津坂下店、三春街道店、四倉店、福島八島田店、富岡店、福島上名倉店、福島飯坂店、須賀川西店、福島鎌田店、小野店、郡山安積店、いわき城東店、塩川店、須賀川北店、会津若松店、南相馬鹿島店、いわき好間店、福島黒岩店、小高店、浅川店、本宮店、西若松店、原町店、川俣店、石川店、梁川店、猪苗代店、相馬店、須賀川東店、棚倉店、いわき内郷店、いわき鹿島店、福島蓬莱店、いわき大原店、郡山インター店、田島店	41店	
	山形県	高島店、南陽店、村山店、河北店、酒田店、山形花楸店、庄内余目店、山形嶋店、新庄東店、新庄西店、米沢店、尾花沢店	12店	
	宮城県	白石店、大河原店	2店	
	新潟県	新潟中条店	1店	
	栃木県	那須塩原店	1店	
	茨城県	茨城下妻店、茨城千代田店、茨城下館店、土浦おおつ野店	4店	
	秋田県	秋田潟上店、秋田寺内店	2店	
	岩手県	岩手水沢店	1店	
	オフィスサプライ	福島県	南福島店、富久山店、福島鎌田店	3店
		山形県	米沢店	1店
ペット	福島県	福島西店、会津若松店、いわき店、福島南店、郡山凶景店、須賀川店、本宮店	7店	
	山形県	山形南店、山形北店、米沢店、酒田店	4店	
	宮城県	多賀城店	1店	
	新潟県	新潟小新店、新発田店	2店	
	栃木県	宇都宮築瀬店	1店	
	茨城県	神栖店	1店	
	秋田県	秋田茨島店	1店	
	埼玉県	吹上店	1店	
サイクル	福島県	南福島店、MAX福島店、会津若松店、いわき店、郡山昭和店、福島笹谷店、郡山安積店、郡山さくら通り店、白河店	9店	
	山形県	山形南二番町店、山形清住店	2店	
ホームファッション	福島県	One's MAXアティ郡山店	1店	
MAX	福島県	FOOD MAX、DRUG EIGHT MAX、Flower MAX、One's MAX	1店	
ハーブガーデン	福島県	三春ハーブ花ガーデン	1店	
合計店舗数			100店	

(注) 1. MAXは、当社が核となった複数の小売店舗が集まった商業施設であります。
 2. ホームセンター富岡店、ホームセンター小高店は、東日本大震災により営業を休止しております。

③ 店 舗 (株式会社日敷)

店 舗 名 (部 門 別)			店 舗 数
ホームセンター	秋 田 県	湯沢店、外旭川店、本荘店、横手店	4店
スーパーセンター	秋 田 県	雄物川店	1店
	宮 城 県	岩出山店	1店
家具専門店	秋 田 県	湯沢本店、横手店	2店
合計店舗数			8店

(10) 従業員の状況

性 別	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	435 名	1減 名	35.7 歳	9.6 年
女 性	116	7増	31.1	8.8
計または平均	551	6増	34.8	9.5

(注) 準社員67名及びパートタイマー、アルバイト1,148名(1日8時間換算)は除いております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,997 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,345
株式会社東邦銀行	1,325

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,234,000株
 (3) 株主数 11,833名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社アサクラ・HD	1,210,000 ^株	13.10 [%]
ダイユーエイト社員持株会	410,800	4.44
株式会社東邦銀行	328,800	3.56
浅倉俊一	224,900	2.43
株式会社リックコーポレーション	200,000	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	167,900	1.81
浅倉友美	158,140	1.71
浅倉俊之	140,420	1.52
浅倉トヨ	120,000	1.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	103,500	1.12

(注) 持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式（117株）を除いて計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成26年5月16日開催の株主総会決議に基づき、事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等

新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称 株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権	
	② 新株予約権の割当日 平成26年6月10日	
	③ 新株予約権の総数 233個(新株予約権1個につき100株)	
	④ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 23,300株	6名
	⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年6月11日から平成56年6月10日まで	
	⑥ 権利行使価額(1株当たり) 1円	
	⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	
社外取締役	① 名称 株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権	
	② 新株予約権の割当日 平成27年6月10日	
	③ 新株予約権の総数 208個(新株予約権1個につき100株)	
	④ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 20,800株	6名
	⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年6月11日から平成57年6月10日まで	
	⑥ 権利行使価額(1株当たり) 1円	
	⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	
監査役	—	

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年2月20日現在）

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅	倉	俊一	株式会社リックコーポレーション 社外取締役 営業統括
取締役副社長	阿	部	和博	株式会社アレンザ・ジャパン 取締役 業務推進室長兼情報システム部長
専務取締役	三	瓶	善明	株式会社アレンザ・ジャパン 監査役 店舗開発部長
常務取締役	熊	田	康夫	株式会社たらちね 社外監査役 販売統括部長
常務取締役	柳	沼	忠広	株式会社日敷 社外取締役 管理統括部長
常務取締役	石	黒	隆	株式会社日敷 社外取締役
取締役	阿	部	正人	株式会社日敷 社外取締役
取締役（社外取締役）	川	西	良治	株式会社リックコーポレーション 代表取締役社長 株式会社アレンザ・ジャパン 監査役 株式会社ホームセンターアグロ 取締役 株式会社アニコムホールディングス 取締役 株式会社ジョーカー 専務取締役
常勤監査役	齋	藤	徹	
監査役（社外監査役）	梅	津	茂巳	福島県立医科大学 経営・渉外担当理事 ロアフォルジュ司法書士事務所 所長
監査役（社外監査役）	芳	賀	裕	有限会社アミータ 取締役 有限会社福島法曹ビル 代表取締役

- (注) 1. 取締役川西良治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 当事業年度中の取締役及び監査役の変動は次のとおりであります。
 ①平成27年5月15日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、監査役四家英忠氏及び宗形守敏氏は任期満了により退任しております。
 ②平成27年5月15日開催の第39期定時株主総会において、阿部正人氏は取締役に、齋藤徹氏及び芳賀裕氏は監査役に選任され就任いたしました。
 ③平成27年10月20日付で監査役高坂進氏は、一身上の都合により辞任いたしました。
 3. 監査役梅津茂巳氏、芳賀裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役梅津茂巳氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、監査役芳賀裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(2) 事業年度中に退任した監査役

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任日
監査役（社外監査役）	高 坂 進		平成27年10月20日

(注) 監査役高坂進氏は、平成27年10月20日付で一身上の都合により辞任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取 締 役	7 名	134 百万円	—
監 査 役	6	14	(うち社外監査役4名6百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の支給額のほか、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役6名、13百万円）を計上しております。
 3. また、上記支給額のほか、平成26年5月16日開催の定時株主総会の決議「役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職金打切り支給の件」に基づき、役員退職慰労金を退任監査役1名に対し11百万円支給しております。
 4. 株主総会で定められた確定金額報酬限度額
 ① 取締役 年額150百万円（平成19年5月16日開催の定時株主総会の決議）
 ② 監査役 年額 20百万円（平成11年5月12日開催の定時株主総会の決議）
 ③ 平成26年5月16日開催の定時株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬限度額（年額）30百万円
 5. 上記の人数には、平成27年5月15日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名、平成27年10月20日付で辞任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 川西良治

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役川西良治氏は、株式会社リックコーポレーションの代表取締役社長、株式会社アレンザ・ジャパンの監査役、株式会社ホームセンターアグロ取締役、株式会社アニコムホールディングス取締役及び株式会社ジョーカー専務取締役であります。株式会社リックコーポレーションは、当社の株式を2.16%保有する大株主であり、当社との間に業務・資本提携を締結しております。株式会社アレンザ・ジャパンは、当社の連結子会社であり、当社との間に商品仕入等の取引関係があります。株式会社ホームセンターアグロ、株式会社アニコムホールディングス及び株式会社ジョーカーと当社との間には特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回中8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 監査役 梅津茂巳

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査役梅津茂巳氏は、福島県立医科大学の経営・渉外担当理事であり、福島県立医科大学と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

監査役梅津茂巳氏は、当社の主要な株主である株式会社東邦銀行に平成22年6月まで在籍し、その間、取締役などを歴任しております。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、監査役会13回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 監査役 芳賀 裕

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

監査役芳賀裕氏は、ロアフォルジュ司法書士事務所所長、有限会社アミータ取締役及び有限会社福島法曹ビル代表取締役であり、いずれも当社との間には特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

就任後開催の取締役会11回中8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、就任後開催の監査役会11回中8回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	36 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	10 百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計金額	46 百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
財務調査に係る業務の委託であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に評価し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。会計監査人が欠けた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、一時会計監査人を選任いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)
※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定
- ③ 処分理由
・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽の無いものとして証明したため。
・ 監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動憲章を制定し、代表取締役社長がその精神を役員及び使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 代表取締役が任命する取締役を委員長とする内部統制委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンス・リスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ 各業務部門の責任者及び取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに内部統制委員会に報告する体制を構築する。使用人が直接報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設ける。報告・通報を受けた内部統制委員長は、その内容を調査し再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ④ 使用人の法令・定款違反行為については、内部統制委員会から人事部に処分を求め、役員の法令・定款違反については、内部統制委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者として業務推進室長を任命し、文書管理規程に従い職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、当社グループの個々のリスクについて管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、総務部を中心とした情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

また、内部監査部門はグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は取締役会にその改善策を諮る。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 職務権限・意思決定ルール の策定
- ② 取締役及び部・室長を構成員とする業績検討会の開催
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 業績検討会、常務会、取締役会による月次実績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 業務推進室は、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役、部室長及びグループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の

権限と責任を有する。

- ③ 当社の内部監査部署は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を業務推進室及び上記②の責任者に報告し、業務推進室は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ① 監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上制定し、取締役は次に定める事項を報告することとする。
- イ. 常務会で決議された事項
 - ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容
 - ト. その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 使用人は前項ロ. 及びホ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長の定期的な意見交換会を設ける。監査役会は必要に応じて独自に顧問弁護士を委嘱することができ、とりわけ専門性の高い法務・会計事項については、専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 基本的な考え方
当社は「企業行動憲章」において、社会からの信頼を確保するため、企業や市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を排除すると定めております。具体的には、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、不当要求等は断固として受け入れず、警察及び弁護士等の外部機関と連携のもと、組織として対応することを対応の基本方針としております。
- ② 整備状況
当社は「反社会的勢力排除マニュアル」を制定し、反社会的勢力排除のため本部及び店舗に不当要求防止責任者を配置し、速やかに対応できる体制づくりをしております。また、警察、暴力団排除活動団体等の外部機関と連絡を密にし情報収集に努め、不当要求に対しては連携を取りながら対応しております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

取締役会は取締役8名（うち社外取締役1名）で構成され、迅速かつ的確な意思決定の場として、取締役会規程等に則り経営の基本方針、法令で定められた事項その他重要事項を決定し、厳正なる運営を行いました。

② 常務会

常務会は常勤取締役、常勤監査役、オブザーバーとして主要各部部長で構成され、毎週月曜日に開催し、各部政策・経営方針を審議決定するほか、取締役会付議事項の審議を行い、経営上重要な事項についてタイムリーに対策を講じました。

③ 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、監査役会規程に基づき、法令及び定款に従い監査役の監査方針を定めると共に、各監査役の報告に基づき監査報告を作成いたしました。

④ 内部統制委員会

内部統制委員会は、「内部統制システム」の構築と「コーポレート・ガバナンス」の向上を図ることを目的とし、内部統制報告、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制活動を円滑に推進いたしました。

委員会各委員は、当社の主要各部よりそれぞれ選任され、適宜経営者に報告を行いました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び比率は表示単位未満の端数を切り捨ててしております。

# 連結計算書類

## ● 連結貸借対照表 (平成28年2月20日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,449,782</b> |
| 現金及び預金          | 3,100,592         |
| 売掛金             | 386,320           |
| たな卸資産           | 9,239,308         |
| 繰延税金資産          | 140,692           |
| その他             | 582,868           |
| <b>固定資産</b>     | <b>20,098,526</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,825,288</b> |
| 建物及び構築物         | 9,934,243         |
| 土地              | 2,392,666         |
| リース資産           | 1,103,830         |
| 建設仮勘定           | 242,066           |
| その他             | 152,480           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,469,220</b>  |
| 借地権             | 1,359,470         |
| リース資産           | 76,264            |
| その他             | 33,484            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,804,018</b>  |
| 投資有価証券          | 461,025           |
| 敷金及び保証金         | 3,010,475         |
| 繰延税金資産          | 537,915           |
| その他             | 799,353           |
| 貸倒引当金           | △4,750            |
| <b>資産合計</b>     | <b>33,548,309</b> |

(単位：千円)

| 科目                 | 金額                |
|--------------------|-------------------|
| <b>負債の部</b>        |                   |
| <b>流動負債</b>        | <b>14,966,681</b> |
| 支払手形及び買掛金          | 4,918,024         |
| 電子記録債務             | 3,318,246         |
| 短期借入金              | 1,400,000         |
| 1年以内返済予定長期借入金      | 1,933,892         |
| 1年以内償還予定社債         | 15,000            |
| リース債務              | 367,220           |
| 未払法人税等             | 365,903           |
| 未払消費税等             | 276,403           |
| その他                | 2,371,990         |
| <b>固定負債</b>        | <b>9,411,683</b>  |
| 長期借入金              | 6,364,397         |
| リース債務              | 902,161           |
| 役員退職慰労引当金          | 66,475            |
| 退職給付に係る負債          | 390,587           |
| 長期預り保証金            | 999,760           |
| 資産除去債務             | 176,285           |
| その他                | 512,016           |
| <b>負債合計</b>        | <b>24,378,364</b> |
| <b>純資産の部</b>       |                   |
| <b>株主資本</b>        | <b>8,045,006</b>  |
| 資本金                | 1,871,140         |
| 資本剰余金              | 1,792,649         |
| 利益剰余金              | 4,381,291         |
| 自己株式               | △74               |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>99,584</b>     |
| その他有価証券評価差額金       | 126,756           |
| 繰延ヘッジ損益            | △28               |
| 退職給付に係る調整累計額       | △27,144           |
| <b>新株予約権</b>       | <b>27,723</b>     |
| 少数株主持分             | 997,631           |
| <b>純資産合計</b>       | <b>9,169,944</b>  |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>33,548,309</b> |

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

● 連結損益計算書 (平成27年2月21日から平成28年2月20日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     | 金 額               |
|-----------------------|---------|-------------------|
| <b>売上高</b>            |         | <b>49,680,413</b> |
| 売上原価                  |         | 35,138,402        |
| <b>売上総利益</b>          |         | <b>14,542,011</b> |
| 販売費及び一般管理費            |         | 12,990,357        |
| <b>営業利益</b>           |         | <b>1,551,653</b>  |
| 営業外収益                 |         |                   |
| 受取利息                  | 22,475  |                   |
| 受取配当金                 | 9,032   |                   |
| 受取手数料                 | 170,543 |                   |
| 受取賃貸料                 | 3,082   |                   |
| その他                   | 84,836  | 289,971           |
| 営業外費用                 |         |                   |
| 支払利息                  | 126,173 |                   |
| 借入手数料                 | 49,625  |                   |
| その他                   | 32,725  | 208,524           |
| <b>経常利益</b>           |         | <b>1,633,100</b>  |
| 特別利益                  |         |                   |
| 固定資産売却益               | 5,156   |                   |
| 受取保険金                 | 6,916   |                   |
| 受取損害賠償金               | 129,460 |                   |
| その他                   | 13,895  | 155,427           |
| 特別損失                  |         |                   |
| 固定資産除却損               | 31,842  |                   |
| 賃貸借契約解約損              | 44,051  |                   |
| 減損損失                  | 77,486  |                   |
| その他                   | 17,979  | 171,358           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>    |         | <b>1,617,168</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税          | 642,248 |                   |
| 法人税等調整額               | 32,626  | 674,875           |
| <b>少数株主損益調整前当期純利益</b> |         | <b>942,293</b>    |
| 少数株主利益                |         | 17,596            |
| <b>当期純利益</b>          |         | <b>924,697</b>    |

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 計算書類

## ● 貸借対照表 (平成28年2月20日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額                |
|-----------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,656,478</b> |
| 現金及び預金          | 1,603,340         |
| 売掛金             | 360,011           |
| たな卸資産           | 8,046,840         |
| 前払費用            | 75,603            |
| 繰延税金資産          | 123,874           |
| その他             | 446,809           |
| <b>固定資産</b>     | <b>18,480,683</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,709,653</b> |
| 建物              | 7,998,485         |
| 構築物             | 446,515           |
| 車両運搬具           | 3,793             |
| 工具、器具及び備品       | 141,865           |
| 土地              | 1,930,949         |
| リース資産           | 946,824           |
| 建設仮勘定           | 241,219           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,302,856</b>  |
| 借地権             | 1,209,151         |
| リース資産           | 66,056            |
| ソフトウェア          | 12,017            |
| 権利金             | 5,557             |
| その他             | 10,074            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,468,172</b>  |
| 投資有価証券          | 439,749           |
| 関係会社株式          | 966,028           |
| 長期前払費用          | 376,738           |
| 繰延税金資産          | 367,897           |
| 敷金及び保証金         | 2,967,182         |
| その他             | 355,326           |
| 貸倒引当金           | △4,750            |
| <b>資産合計</b>     | <b>29,137,161</b> |

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(単位：千円)

| 科目             | 金額                |
|----------------|-------------------|
| <b>負債の部</b>    |                   |
| <b>流動負債</b>    | <b>12,864,198</b> |
| 支払手形           | 522               |
| 電子記録債務         | 3,041,457         |
| 買掛金            | 4,076,917         |
| 短期借入金          | 1,050,000         |
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 1,768,362         |
| 1年以内償還予定の社債    | 15,000            |
| リース債務          | 311,621           |
| 未払金            | 1,117,824         |
| 未払費用           | 228,721           |
| 未払法人税等         | 335,031           |
| 未払消費税等         | 269,923           |
| 設備関係電子記録債務     | 486,414           |
| その他            | 162,401           |
| <b>固定負債</b>    | <b>8,156,492</b>  |
| 長期借入金          | 5,419,652         |
| リース債務          | 778,639           |
| 退職給付引当金        | 300,072           |
| 資産除去債務         | 176,285           |
| 長期預り保証金        | 969,826           |
| 長期未払金          | 419,327           |
| その他            | 92,689            |
| <b>負債合計</b>    | <b>21,020,690</b> |
| <b>純資産の部</b>   |                   |
| <b>株主資本</b>    | <b>7,961,346</b>  |
| 資本金            | 1,871,140         |
| 資本剰余金          | 1,792,649         |
| 資本準備金          | 1,792,649         |
| 利益剰余金          | 4,297,631         |
| 利益準備金          | 16,772            |
| その他利益剰余金       | 4,280,859         |
| 別途積立金          | 1,553,000         |
| 繰越利益剰余金        | 2,727,859         |
| 自己株式           | △74               |
| 評価・換算差額等       | 127,401           |
| その他有価証券評価差額金   | 127,430           |
| 繰延ヘッジ損益        | △28               |
| 新株予約権          | 27,723            |
| <b>純資産合計</b>   | <b>8,116,471</b>  |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>29,137,161</b> |

● 損益計算書 (平成27年2月21日から平成28年2月20日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |                   |
|-----------------|---------|-------------------|
| 売上高             |         | 42,321,295        |
| 売上原価            |         | 29,376,638        |
| <b>売上総利益</b>    |         | <b>12,944,657</b> |
| 販売費及び一般管理費      |         | 11,485,939        |
| <b>営業利益</b>     |         | <b>1,458,718</b>  |
| 営業外収益           |         |                   |
| 受取利息            | 22,260  |                   |
| 受取配当金           | 10,108  |                   |
| 受取手数料           | 158,228 |                   |
| その他             | 73,655  | 264,252           |
| 営業外費用           |         |                   |
| 支払利息            | 115,139 |                   |
| 社債利息            | 706     |                   |
| 新株発行費           | 13,875  |                   |
| 借入手数料           | 49,625  |                   |
| その他             | 18,359  | 197,707           |
| <b>経常利益</b>     |         | <b>1,525,263</b>  |
| 特別利益            |         |                   |
| 受取保険金           | 6,916   |                   |
| 受取損害賠償金         | 129,460 |                   |
| その他             | 13,895  | 150,271           |
| 特別損失            |         |                   |
| 固定資産除却損         | 30,982  |                   |
| 賃貸借契約解約損        | 44,051  |                   |
| 投資有価証券評価損       | 2,499   |                   |
| 減損損失            | 56,876  |                   |
| その他             | 15,425  | 149,835           |
| <b>税引前当期純利益</b> |         | <b>1,525,699</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 603,858 |                   |
| 法人税等調整額         | 28,569  | 632,427           |
| <b>当期純利益</b>    |         | <b>893,272</b>    |

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月18日

株式会社ダイユーエイト  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 満 山 幸 成 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイユーエイトの平成27年2月21日から平成28年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイユーエイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月8日開催の取締役会において、株式会社リックコーポレーションと共同株式移転の方法により、共同持株会社を設立することを決議している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月18日

株式会社ダイユーエイト  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊟  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 満 山 幸 成 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイユーエイトの平成27年2月21日から平成28年2月20日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月8日開催の取締役会において、株式会社リックコーポレーションと共同株式移転の方法により、共同持株会社を設立することを決議している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月21日から平成28年2月20日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会等において定期的に担当の役員等から状況の説明を受けたほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 常勤監査役が適宜に会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨、及び平成27年12月22日に金融庁から行政処分を受けた件、並びに処分に対する業務改善計画等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月20日

株式会社ダイユーエイト 監査役会  
 常勤監査役 齋 藤 徹 ㊟  
 社外監査役 梅 津 茂 巴 ㊟  
 社外監査役 芳 賀 裕 ㊟  
 以 上

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第40期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、また、平成27年4月に創立40周年を迎えることが出来たことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金13円  
(うち、普通配当11円、記念配当2円)  
配当総額 120,040,479円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年5月19日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 株式移転計画承認の件

### 1. 株式移転を行う理由

日本の流通小売業界を取り巻く市場環境は、人口減少・少子高齢化に伴うマーケットの縮小や、消費者の節約志向・低価格志向の定着、さらには、企業間競争の激化や流通再編の動きもあって、過去に経験したことのない変化に直面しており、その傾向は今後も顕著になるものと予想されます。

こうした状況下、株式会社ダイユーエイト（以下「ダイユーエイト」といいます。）は、創業以来「地域のお客様の快適な住まいと暮らしの実現」をモットーに、一貫して「お客様第一主義」を経営理念に掲げ、主要な営業地盤である福島県を中心に地域に密着した店舗作りを行い今日まで成長してまいりました。

一方、株式会社リックコーポレーション（以下「リックコーポレーション」といいます。）は、「人のために尽くす企業である」ことを経営理念とし、楽しいショッピングと潤いのある暮らしを追求する“暮らしとペットに関する生活革新企業”として、岡山県を中心とした同社の営業地盤において確固たる地位を確立してまいりました。

両社は、双方の営業地盤である福島県・岡山県を支える社会的なインフラとして経営基盤を一層強固なものとし、社会への貢献を継続していくために、相互の企業価値を高め、かつお客様に対して更なるサービス提供することを目的として、平成21年3月24日に業務・資本提携に関する基本合意書を締結し、共通する事業であるホームセンター事業に関し、商品の共同開発、共同調達及び人事交流等を通じて事業提携を行っております。また、リックコーポレーションが展開するペット事業についても業務提携を行い、ペット事業での全国展開を図り、両社による100店舗体制を目指す等極めて良好な関係にあります。

こうした中、両社は、これまでの提携・協力関係を大きく前進させ、更なる「攻めの経営戦略」を推進していくとの共通認識のもと、事業規模の拡大を図ることはもとより、両社の強みを持ち寄って最大化し、シナジー効果を発揮させることが重要との結論に至り、対等の精神に則り経営統合を行うこととしたものです。

具体的には、本経営統合により以下のシナジー効果創出を想定しております。

#### (1) 共同仕入・共同開発

統合による商品調達のスケールメリットを活かし、仕入先との関係をより強化することで、安価で質の高い競争力のある商品の安定確保が可能になります。

#### (2) 新規事業開発の推進

「ペットワールドアミーゴ」を展開するペット事業を統合・分社化することで、ショップブランドの確立が可能になるとともに、全国展開を視野に入れた店舗展開・事業戦略によりペットショップ日本一を目指します。

#### (3) M&Aの推進強化

持株会社体制とすることで、各社の自主・自律性が確保できることから、更なる連携先・統合先を集め、より強固なグループ形成が可能になります。将来的には、優れたノウハウを有する同業者の結

集を図り、連携を深められる体制としての共同持株会社の設立が企業価値の向上に結び付くものと考えます。

#### (4) 経営基盤の強化

両社の経営資源や情報、ノウハウの統合・共有化や人材交流などによって競争力の強化を図ることで、より強固な経営基盤を構築し、新市場への展開や新規事業の強化により新たな収益の柱を育成することで、安定的・持続的な企業成長を実現するための経営基盤の構築を目指します。

#### (5) コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンス・コードの制定により、強固で高度なコーポレートガバナンスが求められる中、持株会社体制では経営と執行を分離し、役割と責任を明確化するため、各事業執行会社においては、権限委譲によるスピード経営の実現、責任体制の明確化及び収益性の追求に特化させることができます。

#### (6) その他

お取引先との協業の強化を図るとともに、システムの一体化、管理系業務の集約化等を通じて業務の合理化を図ってまいります。

ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、このような理念のもと、厳しい事業環境下においてチャレンジ精神をもって様々な施策に取り組み、価値ある商品をお客様に提供し続けることで、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

以下の「株式移転計画書」に記載のとおりでございます。

### 株式移転計画書（写）

株式会社ダイユーエイト（以下「甲」という。）と株式会社リックコーポレーション（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条 株式移転

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同して、甲及び乙の発行済株式の全部を、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第7条において定める。）において、新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

#### 第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「ダイユー・リックホールディングス株式会社」とし、英文では「DAIYU・LIC HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、福島県福島市とし、本店の所在場所は、福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は別紙1の定款に記載のとおりとする。

#### 第3条 新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称

1. 新会社の設立時取締役（監査等委員である者を除く。）の氏名は次のとおりとする。

| 新職（就任予定） | 氏名    | 現職                   |
|----------|-------|----------------------|
| 代表取締役社長  | 浅倉 俊一 | 現 ダイユーエイト代表取締役社長     |
| 専務取締役    | 川西 良治 | 現 リックコーポレーション代表取締役社長 |
| 取締役      | 阿部 和博 | 現 ダイユーエイト取締役副社長      |

|     |       |                        |
|-----|-------|------------------------|
| 取締役 | 吉原 重治 | 現 リックコーポレーション常務取締役     |
| 取締役 | 三瓶 善明 | 現 ダイユーエイト専務取締役         |
| 取締役 | 湯浅 直樹 | 現 リックコーポレーション管理本部経理部GM |

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

|       |       |                |
|-------|-------|----------------|
| 取締役   | 齋藤 徹  | 現 ダイユーエイト常勤監査役 |
| 社外取締役 | 梅津 茂巳 | 現 ダイユーエイト監査役   |
| 社外取締役 | 須田 徹  | 現 公認会計士・税理士    |
| 社外取締役 | 和田 治郎 | 現 公認会計士・税理士    |

3. 新会社の設立時取締役（監査等委員である者を除く。）の補欠取締役の氏名は、次のとおりとする。

|       |       |                  |
|-------|-------|------------------|
| 補欠取締役 | 熊田 康夫 | 現 ダイユーエイト常務取締役   |
| 補欠取締役 | 中村 友秀 | 現 リックコーポレーション取締役 |

4. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

#### 第4条 本株式移転に際して交付する株式及びその割当て

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれの所有する甲及び乙の株式に代わり、(i) 甲が基準時に発行している株式数に1.11を乗じた数、及び (ii) 乙が基準時に発行している株式数に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対して、以下の割合をもって割り当てる。
  - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1.11株の割合
  - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

#### 第5条 新株予約権の取扱い

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲が発行している以下の表第1欄の①から②までに掲げる各新株予約権の各新株予約権者に対し、当該各新株予約権に代わり、それぞれ、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の①から②までに掲げる新会社の各新株予約権を交付する。また、新会社は、本株式移転に際して、甲が発行を予定する以下の表第1欄の③に掲げる新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と

同数の、以下の表第2欄の③に掲げる新会社の新株予約権を交付する。

|   | 第1欄                         |     | 第2欄                                  |     |
|---|-----------------------------|-----|--------------------------------------|-----|
|   | 名称                          | 内容  | 名称                                   | 内容  |
| ① | 株式会社ダイユーエイト2014年度株式報酬型新株予約権 | 別紙2 | ダイユー・リックホールディングス株式会社2014年度株式報酬型新株予約権 | 別紙3 |
| ② | 株式会社ダイユーエイト2015年度株式報酬型新株予約権 | 別紙4 | ダイユー・リックホールディングス株式会社2015年度株式報酬型新株予約権 | 別紙5 |
| ③ | 株式会社ダイユーエイト2016年度株式報酬型新株予約権 | 別紙6 | ダイユー・リックホールディングス株式会社2016年度株式報酬型新株予約権 | 別紙7 |

2. 新会社は、本株式移転に際し、前項の定めにより交付される新株予約権に関し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲の新株予約権者に対し、その保有する前項の表第1欄①から③までに掲げる各新株予約権1個につき、それぞれ同項の表第2欄①から③までに掲げる各新株予約権1個を割り当てる。

第6条 新会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新会社の成立日（次条において定める。）における新会社の資本金及び準備金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資本金の額 20億円
- (2) 資本準備金の額 5億円
- (3) 利益準備金の額 0円

第7条 新会社の成立日

新会社の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という。）は、平成28年9月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条 株式移転計画承認株主総会

甲は平成28年5月18日を開催日として、乙は平成28年5月26日を開催日として、それぞれ定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりかかる定時株主総会の開催日を変更することができる。

第9条 株式上場及び株主名簿管理人

1. 新会社は、新会社の成立日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への

上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。

2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

#### 第10条 剰余金の配当

1. 甲は、平成28年2月20日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して1株当たり13円を上限として、平成28年8月20日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり13円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成28年2月29日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり9円を上限として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画の作成後、新会社の成立日前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、甲乙協議の上、合意した場合にはこの限りではない。

#### 第11条 自己株式の消却

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。ただし、乙の株式給付信託(J-ESOP)制度の信託財産として信託口が保有している自己株式を除く。）を、基準時までに消却するものとする。

#### 第12条 会社財産の管理等

甲及び乙は、本計画作成後、新会社の成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、それぞれの従前の慣行に従って通常の業務の範囲内において業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、個別に相手方と協議の上、これを行う。

#### 第13条 本計画の効力

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれか若しくは双方において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第14条 株式移転条件の変更及び本株式移転の中止

本計画作成後、新会社の成立日までの間に、甲又は乙の事業遂行又は財務状況に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実施に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が誠意をもって協議の上、両社の合意により、

本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条 協議事項

本計画に定めのない事項及び本計画の各条項の解釈について生じた疑義については、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを決定する。

本計画作成の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月8日

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
株式会社ダイユーエイト  
代表取締役社長  
浅倉 俊一 ㊞

岡山市北区下中野465番地の4  
株式会社リックコーポレーション  
代表取締役社長  
川西 良治 ㊞

別紙 1

## ダイユー・リックホールディングス株式会社 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ダイユー・リックホールディングス株式会社と称し、英文では、DAIYU・LIC HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 百貨小売業、ホームセンター小売業並びにこれに関連する商品の製造、加工、卸売及び販売業
- (2) ペットショップの経営並びにこれに関連する商品の製造、加工、卸売及び販売業、及びペットに関連する宿泊、保険、生活関連サービス業
- (3) 建具、家具、什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売業
- (4) 物置、ガレージ、ブロック、物干等のエクステリア製品の販売業
- (5) 園芸用品、ガーデンエクステリア用品、植物の販売業
- (6) 作業用品、金物、工具、木材・建築資材、塗料・接着剤の販売業
- (7) レジャー用品並びに自動車・自転車・電動自転車・その他車両及びこれらの商品の販売・整備業
- (8) 日用消耗品、ヘルス・ビューティケア用品、ダイニング・キッチン用品、バス・トイレタリー用品、服飾雑貨、衣料品、履物、鞆、文具用品の販売業
- (9) インテリア、寝装・寝具用品、家具・収納用品の販売業
- (10) 家庭電器用品、電材・照明の販売業
- (11) 医薬品、医薬部外品、医療器具、化粧品、工業用・農業用医薬品、毒物、劇物、度量衡器、精密機器の販売業
- (12) 農産物・園芸植物類の生産、集荷、買取及び販売業
- (13) 穀類、酒類、塩、燃料、煙草類、飲料水、食料品、切手、印紙の買取及び販売業
- (14) 時計、宝石、貴金属、美術工芸品、古物、墓石、碑石の買取及び販売業
- (15) 宝くじ、各種チケット、当せん金付証券法に基づく当せん金付証券等の売捌及び取次業
- (16) 前各号に掲げる商品、関連商品のレンタル業及び輸出入業務並びに委託取次業務、コンサルティング業務、フランチャイズ・チェーンシステムによる販売業務
- (17) 商品の取付け施工、住宅の増改築及び住宅リフォーム請負業
- (18) 通信販売業、各種情報の収集処理及び販売並びにシステム等の開発販売業
- (19) 写真業、理・美容業、クリーニング業、印刷業、コピーサービス業
- (20) 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業、倉庫業
- (21) 旅行斡旋業、広告代理業、各種損害保険の代理業、生命保険募集業、福祉用具貸与業及び介護

支援業、一般労働者派遣業

- (22) 飲食店、喫茶店、遊技場、駐車場、ガソリンスタンド、スポーツ施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、書店、薬局、医療施設及び文化施設の経営
- (23) 各種企業の営業活動に関する情報の収集、分析、経営指導及び業務受託
- (24) 商業店舗等建物の建設及び土地の造成、不動産の売買、賃貸、仲介、管理、ビルメンテナンス、保安業務並びに一般廃棄物及び産業廃棄物処理業
- (25) 建築及び土木工事の設計監理並びに施工業
- (26) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及びクレジットカード取扱業
- (27) 電子マネー、電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理並びに資金移動業
- (28) ガス、電気等の公共料金の収納に関する代行業務及び集金の代行業
- (29) 太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーの供給及び販売業
- (30) 有価証券に関する投資及び運用業務
- (31) 前各号に附帯関連する一切の業務

2 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福島県福島市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に関する手続き及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録を持って作成する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会)

第19条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務の執行を決定する。

(員数)

第20条 当社の取締役は15名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の取締役)

第23条 法令または本定款に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。

2 補欠の取締役の選任決議の定足数は、第21条第2項の規定を準用する。

3 第1項により選任された補欠の取締役が取締役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役並びに相談役)

第28条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査等委員会

### （監査等委員会）

第33条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

- 2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
- 3 監査等委員会は、法令に定めのある事由を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。

### （監査等委員会の招集通知）

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### （監査等委員会の議事録）

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

### （監査等委員会規程）

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

### （選任）

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### （任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### （報酬等）

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社の剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

### 附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成29年2月28日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 当会社の最初の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額（以下「当初金銭報酬」という。）は、第31条の定めにかかわらず、年額100,000,000円以内とする。

- 2 当会社の最初の監査等委員である取締役に対する当初金銭報酬は、第31条の定めにかかわらず、年額20,000,000円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以上

## 株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称  
株式会社ダイユーエイト 2014年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。  
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額  
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日  
平成26年6月10日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額  
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間  
平成26年6月11日から平成56年6月10日までとする。  
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
  - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権

を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数と交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項  
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記7に準じて決定する。

#### 12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

## ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称  
ダイユー・リックホールディングス株式会社 2014年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は111株とする。  
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額  
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日  
平成28年9月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額  
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間  
平成28年9月1日から平成56年6月10日までとする。  
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
  - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権

を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項  
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記7に準じて決定する。

#### 12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

## 株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称  
株式会社ダイユーエイト 2015年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。  
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額  
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日  
平成27年6月10日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額  
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間  
平成27年6月11日から平成27年6月10日までとする。  
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
  - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権

を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数と交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項  
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記7に準じて決定する。

#### 12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

## ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称  
ダイユー・リックホールディングス株式会社 2015年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は111株とする。  
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額  
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日  
平成28年9月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額  
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間  
平成28年9月1日から平成57年6月10日までとする。  
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
  - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権

を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項  
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記7に準じて決定する。

#### 12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

## 株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称  
株式会社ダイユーエイト 2016年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。  
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額  
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日  
平成28年6月10日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額  
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間  
平成28年6月11日から平成58年6月10日までとする。  
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
  - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権

を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項  
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記7に準じて決定する。

#### 12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

## ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称  
ダイユー・リックホールディングス株式会社 2016年度 株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は111株とする。  
なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の払込金額  
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
4. 新株予約権の割当日  
平成28年9月1日
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の額  
新株予約権の行使により交付される1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間  
平成28年9月1日から平成58年6月10日までとする。  
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
8. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
9. 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
  - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記9の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権

を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数と交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
前記6に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記6に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項  
前記10に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記7に準じて決定する。

#### 12. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

### 3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

#### (1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下、「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

##### ① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

|        | ダイユーエイト | リックコーポレーション |
|--------|---------|-------------|
| 株式移転比率 | 1.11    | 1           |

##### (注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ダイユーエイトの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.11株を、リックコーポレーションの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当て交付します。なお、本株式移転により、ダイユーエイト及びリックコーポレーションの株主に交付すべき共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合は、両社協議の上、変更することがあります。

##### (注2) 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

##### (注3) 共同持株会社が本株式移転により発行する新株式数（予定）

普通株式 15,174,222株

上記数値は、平成28年2月20日時点におけるダイユーエイトの発行済株式総数（9,234,000株）、平成28年2月29日時点におけるリックコーポレーションの発行済株式総数（5,000,000株）に基づいて算出しております。ただし、ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ダイユーエイトが平成28年2月20日時点で保有する自己株式である普通株式117株、リックコーポレーションが平成28年2月29日時点で保有する自己株式である普通株式75,388株（当該株式数に、株式給付信託（J-ESOP）制度の信託財産として信託口が保有している自己株式199,500株は含まれていません。）については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

##### (注4) 単元未満株式の取り扱いについて

単元未満株式に対して共同持株会社の株式の割当てを受けられるダイユーエイト及びリックコーポレーションの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有するこ

ととなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

## ② 割当ての内容の根拠及び理由

上記①「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）の決定にあたって公正性を期すため、ダイユーエイトは株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）を、リックコーポレーションは株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。各社は、それぞれ、当該第三者機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成28年1月21日に開催された各社取締役会において、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、本株式移転比率を決定し、経営統合に関する基本合意書を締結することを決議し、締結いたしました。なお、両社は、平成28年1月21日以降における各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、平成28年1月21日付経営統合に関する基本合意書において合意した株式移転比率を変更しないことを本株式移転計画書作成時に決定しております。

## ③ 算定に関する事項

### ア. 算定機関との関係

ダイユーエイトの算定機関である大和総研及びリックコーポレーションの算定機関であるKPMG FASは、いずれもダイユーエイト及びリックコーポレーションの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### イ. 算定の基礎

両社は、本株式移転に用いられる株式移転比率の合意にあたって公正性を期すため、ダイユーエイトは大和総研に、リックコーポレーションはKPMG FASに対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

大和総研は、ダイユーエイトが東京証券取引所市場第一部に、リックコーポレーションが東京証券取引所JASDAQ市場にそれぞれ上場しており市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を価値に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。

なお、大和総研がDCF法による算定にあたり前提としたダイユーエイトの利益計画には、対前年度比較にて大幅な増減益を見込んでいない事業年度はありませんが、大和総研がDCF法による算定にあたり前提としたリックコーポレーションの利益計画には、対前年度比較にて大幅な増減益を見込んでいない事業年度があります。これは、平成27年2月期は不採算店舗の閉店損失及び減損損失等の特別損失を計上したため当期純損失となりましたが、平成28年2月期においては、前事業年度の不採算店舗の

閉店等により営業利益（前年同期比33.4%の増）及び経常利益（前年同期比30.3%の増）が大幅な増益となり、特別損失が減少することから当期純利益（前年同期は当期純損失）を計上することを見込んでいるためです。また、平成30年2月期においては、不採算店舗の閉店損失等による特別損失の減少により当期純利益（前年同期比152百万円の増）が大幅な増益になることを見込んでいます。

大和総研が各評価手法に基づき算出した株式移転比率は、以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、リックコーポレーションの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、ダイユーエイトの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。また、市場株価法では、平成28年1月20日（以下「算定基準日」といいます。）を基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値単純平均値に基づき算定を行いました。

| 評価手法  | 株式移転比率の評価レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 0.87～1.06    |
| DCF法  | 0.81～1.30    |

大和総研は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産および負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

大和総研による株式移転比率の算定は、算定基準日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、大和総研がDCF法による評価に使用した両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

KPMG FASは、ダイユーエイトが東京証券取引所市場第一部に、リックコーポレーションが東京証券取引所JASDAQ市場にそれぞれ上場しており市場株価が存在していることから、両社の普通株式について株式市価法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を価値に反映する目的から、DCF法による算定を行いました。

なお、KPMG FASがDCF法による算定にあたり前提としたダイユーエイトの利益計画には、対前年度比較にて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありませんが、KPMG FASがDCF法による算定にあたり前提としたリックコーポレーションの利益計画には、対前年度比較にて大幅な増減益を見込んでいる事業年度があります。これは、平成27年2月期においては、不採算店舗の閉店損失及び減損損失等の特別損失を計上したため当期純損失となりましたが、平成28年2月期においては、前事業年度の不採算店舗の閉店等により営業利益（前年同期比33.4%の増）及び経常利益（前年同期比30.3%の増）が大幅な増益となり、特別損失が減少することから当期純利益（前年同期は当期純損

失)を計上することを見込んでいます。また、平成30年2月期においては、不採算店舗の閉店損失等による特別損失の減少により当期純利益（前年同期比152百万円の増）が大幅な増益になることを見込んでいます。

KPMG FASが各評価手法に基づき算出した株式移転比率は、以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、リックコーポレーションの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、ダイユーエイトの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。また、株式市価法では、平成28年1月20日（以下「算定基準日」といいます。）を基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値単純平均値に基づき算定を行いました。

| 評価手法  | 株式移転比率の評価レンジ |
|-------|--------------|
| 株式市価法 | 0.92～0.99    |
| DCF法  | 1.03～1.24    |

KPMG FASは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産および負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

KPMG FASによる株式移転比率の算定は、算定基準日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

#### ④ 上場廃止となる見込み及びその事由

ダイユーエイト及びリックコーポレーションは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所市場第一部に新規上場を行う予定です。上場日は、平成28年9月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、両社の普通株式は平成28年8月29日を目的に東京証券取引所市場第一部、東京証券取引所 J A S D A Q市場をそれぞれ上場廃止となる予定です。なお、共同持株会社の普通株式の上場日、ダイユーエイト及びリックコーポレーションの普通株式の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の規則により決定されます。

上場廃止後は、両社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、本株式移転の効力発生日において両社の株主様に割り当てられる共同持株会社の普通株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割り当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であ

り、株式の流動性を確保できるものと考えています。

⑤ 公正性を担保するための措置

本株式移転の公正性・妥当性を担保するために、各社から独立した第三者算定機関として、ダイユーエイトは大和総研を、リックコーポレーションは KPMG FASをそれぞれ選定し、本株式移転に用いられる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得していません。

⑥ 利益相反を回避するための措置

ダイユーエイトとリックコーポレーションとは、平成21年3月24日付業務・資本提携に関する基本合意書に基づき、現在、両社の代表取締役社長がそれぞれ相手方の取締役に就任しております。そのため、利益相反を回避するために、以下の措置をとっております。

ダイユーエイトの取締役のうち、リックコーポレーションの取締役を兼任している川西良治については、利益相反回避の観点からダイユーエイトの取締役会における本経営統合に関する審議及び決議には参加しておらず、ダイユーエイトの立場においてリックコーポレーションとの協議・交渉に参加していません。

また、平成28年1月21日開催のダイユーエイトの取締役会においては、利益相反防止の観点から本経営統合に関する審議及び決議に参加しない川西良治を除いた出席取締役全員一致で本経営統合に関する基本合意書の締結を決議しております。また、上記取締役会において、ダイユーエイトの監査役全員は本経営統合に関する基本合意書の締結に異議がない旨の意見を述べております。

一方、リックコーポレーションの取締役のうち、ダイユーエイトの取締役を兼任している浅倉俊一については、利益相反回避の観点から、リックコーポレーションの取締役会における本経営統合に関する審議及び決議には参加しておらず、リックコーポレーションの立場においてダイユーエイトとの協議・交渉に参加していません。

また、平成28年1月21日開催のリックコーポレーションの取締役会においては、利益相反防止の観点から本経営統合に関する審議及び決議に参加しない浅倉俊一を除いた出席取締役全員一致で、本経営統合に関する基本合意書の締結を決議しております。また、上記取締役会において、リックコーポレーションの監査役全員は本経営統合に関する基本合意書の締結に異議がない旨の意見を述べております。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金に関する事項

ダイユーエイトおよびリックコーポレーションは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

① 資本金の額 20億円

② 資本準備金の額 5億円

③ 利益準備金の額 0円

これらの資本金及び準備金につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検

討し、ダイユーエイトとリックコーポレーションが協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

#### 4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めに関する事項

- (1) 共同持株会社は、本株式移転に際して、ダイユーエイトが発行している以下の表第1欄の①から②までに掲げる各新株予約権の各新株予約権者に対し、当該各新株予約権に代わり、それぞれ、当該各新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の①から②までに掲げる共同持株会社の各新株予約権を交付いたします。また、共同持株会社は、本株式移転に際して、ダイユーエイトが発行を予定する以下の表第1欄の③に掲げる新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、当該新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の③に掲げる共同持株会社の各新株予約権を交付いたします。

|   | 第1欄                         |     | 第2欄                                  |     |
|---|-----------------------------|-----|--------------------------------------|-----|
|   | 名称                          | 内容  | 名称                                   | 内容  |
| ① | 株式会社ダイユーエイト2014年度株式報酬型新株予約権 | 別紙2 | ダイユー・リックホールディングス株式会社2014年度株式報酬型新株予約権 | 別紙3 |
| ② | 株式会社ダイユーエイト2015年度株式報酬型新株予約権 | 別紙4 | ダイユー・リックホールディングス株式会社2015年度株式報酬型新株予約権 | 別紙5 |
| ③ | 株式会社ダイユーエイト2016年度株式報酬型新株予約権 | 別紙6 | ダイユー・リックホールディングス株式会社2016年度株式報酬型新株予約権 | 別紙7 |

- (2) 共同持株会社は、本株式移転に際し、前項の定めにより交付される新株予約権に関し、ダイユーエイトの新株予約権原簿に記載又は記録されたダイユーエイトの新株予約権者に対し、その保有する前項の表第1欄①から③までに掲げる各新株予約権1個につき、それぞれ同項の表第2欄①から③までに掲げる各新株予約権1個を割り当てます。

#### 5. リックコーポレーションに関する事項

- (1) 最終事業年度（平成28年2月期）に係る計算書類等の内容  
リックコーポレーションの平成28年2月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.daiyu8.co.jp/>）に掲載しております。
- (2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

6. ダイユーエイトにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

7. ダイユー・リックホールディングス株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

ダイユー・リックホールディングス株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）となる者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ①所有する当社の株式数<br>②所有する㈱リックコー<br>ポレーションの株式数<br>③割られるダイユー・<br>リックホールディング<br>ス㈱の株式数 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 浅倉 俊一<br>(昭和25年1月18日生) | 昭和51年4月 株式会社アサクラ(現当社)設立<br>代表取締役社長(現任)<br>平成21年5月 株式会社リックコーポレーション社外取締役<br>(現任)                                                                                                                                                                                                                          | ① 224,900株<br>② 0株<br>③ 249,639株                                               |
| 川西 良治<br>(昭和28年2月4日生)  | 平成3年9月 株式会社リックコーポレーション入社<br>平成11年5月 同社取締役<br>平成14年5月 同社管理本部長<br>平成18年5月 同社常務取締役<br>平成19年1月 同社専務取締役<br>平成21年4月 株式会社アレンザ・ジャパン監査役(現任)<br>平成22年3月 株式会社リックコーポレーション代表取締役<br>社長(現任)<br>平成22年5月 当社取締役(現任)<br>平成26年4月 株式会社ホームセンターアグロ取締役(現任)<br>平成27年6月 株式会社アニコムホールディングス取締役<br>(現任)<br>平成27年9月 株式会社ジョーカー専務取締役(現任) | ① 0株<br>② 270,900株<br>③ 270,900株                                               |
| 阿部 和博<br>(昭和25年1月6日生)  | 昭和55年7月 当社入社<br>平成2年4月 当社取締役<br>平成7年2月 当社常務取締役営業本部長<br>平成15年1月 当社専務取締役営業統括部長<br>平成19年1月 当社取締役副社長営業統括兼販売統括部長<br>平成23年2月 当社取締役副社長営業統括(現任)<br>平成24年4月 株式会社アレンザ・ジャパン取締役(現任)                                                                                                                                 | ① 46,000株<br>② 0株<br>③ 51,060株                                                 |

| 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                            | ①所有する当社の株式数<br>②所有する(株)リックコーポレーションの株式数<br>③割当られるダイユー・リックホールディングス(株)の株式数 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 吉原 重治<br>(昭和36年3月1日生)   | 平成14年6月 株式会社リックコーポレーション入社<br>平成21年5月 同社商品統括部ゼネラルマネージャー<br>平成22年5月 同社取締役<br>平成25年3月 同社アミーゴ事業部ゼネラルマネージャー<br>平成25年5月 同社常務取締役(現任)<br>平成26年3月 同社事業統括副部長<br>平成27年3月 同社営業本部長<br>平成27年4月 株式会社アレンザ・ジャパン取締役(現任)<br>平成27年9月 株式会社ジョーカー取締役(現任) | ① 0株<br>② 63,000株<br>③ 63,000株                                          |
| 三瓶 善明<br>(昭和27年11月11日生) | 昭和55年11月 当社入社<br>平成元年4月 当社取締役管理本部長<br>平成2年4月 当社常務取締役管理本部長<br>平成13年4月 当社専務取締役経営企画室長<br>平成21年4月 株式会社アレンザ・ジャパン監査役(現任)<br>平成23年2月 当社専務取締役業務推進室長<br>平成25年1月 当社専務取締役業務推進室長兼情報システム部長(現任)                                                 | ① 46,400株<br>② 0株<br>③ 51,504株                                          |
| 湯浅 直樹<br>(昭和42年10月8日生)  | 平成2年4月 株式会社リックコーポレーション入社<br>平成8年2月 同社第一事業部食品課本部バイヤー<br>平成15年2月 同社総務部兼経営企画室マネージャー<br>平成19年11月 同社管理部財務課マネージャー<br>平成27年3月 同社管理本部経理部ゼネラルマネージャー(現任)<br>平成27年9月 株式会社ジョーカー監査役(現任)                                                        | ① 0株<br>② 20,500株<br>③ 20,500株                                          |

- (注) 1. 所有する当社の株式数は平成28年2月20日現在、リックコーポレーションの株式数は平成28年2月29日現在の所有状況に基づき記載しております。また、割当られるダイユー・リックホールディングス株式会社の株式数は当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に同社の設立日の直前までに、所有する株式数及び同社の交付する株式数は変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びリックコーポレーションとの間に特別の利害関係はなく、またダイユー・リックホールディングス株式会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

8. ダイユー・リックホールディングス株式会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

ダイユー・リックホールディングス株式会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                  | ①所有する当社の株式数<br>②所有する㈱リックコー<br>ポレーションの株式数<br>③割当られるダイユー・<br>リックホールディング<br>ス㈱の株式数 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 齋藤 徹<br>(昭和32年5月1日生)   | 昭和55年4月 協三工業株式会社入社<br>平成17年2月 六陽印刷株式会社社長室長<br>平成19年11月 当社入社<br>平成20年1月 当社社長室兼内部監査室長<br>平成27年5月 当社常勤監査役(現任)                                                                                                                              | ① 2,300株<br>② 0株<br>③ 2,553株                                                    |
| 梅津 茂巳<br>(昭和28年4月8日生)  | 昭和52年4月 株式会社東邦銀行入行<br>平成18年10月 同行 営業本部法人営業部長<br>平成20年6月 同行 取締役本店営業部長<br>平成23年4月 福島県立医科大学経営・渉外担当理事(現任)<br>平成26年5月 当社社外監査役(現任)                                                                                                            | ① 0株<br>② 0株<br>③ 0株                                                            |
| 須田 徹<br>(昭和21年9月2日生)   | 昭和44年4月 等松・青木監査法人(現・有限責任監査法人<br>トーマツ)大阪事務所入所<br>昭和58年8月 同 監査法人 社員<br>平成2年6月 勝島敏明税理士事務所パートナー<br>平成14年5月 税理士法人トーマツ 理事長<br>平成21年2月 須田徹公認会計士・税理士事務所開設(現任)<br>平成23年5月 HOYA株式会社 顧問<br>平成23年6月 一般財団法人前川報恩会 監事(現任)<br>平成27年6月 シャープ株式会社社外監査役(現任) | ① 0株<br>② 0株<br>③ 0株                                                            |
| 和田 治郎<br>(昭和45年6月11日生) | 平成6年3月 監査法人トーマツ入所<br>平成18年8月 監査法人トーマツ退所<br>平成18年11月 和田会計事務所開設(現職)<br>平成19年10月 ACアーネスト監査法人設立 代表社員(現<br>任)                                                                                                                                | ① 0株<br>② 0株<br>③ 0株                                                            |

- (注) 1. 所有する当社の株式数は平成28年2月20日現在、リックコーポレーションの株式数は平成28年2月29日現在の所有状況に基づき記載しております。また、割当られるダイユー・リックホールディングス株式会社の株式数は当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に同社の設立日の直前までに、所有する株式数及び同社の交付する株式数は変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びリックコーポレーションとの間に特別の利害関係はなく、またダイユー・リックホールディングス株式会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 梅津茂巳氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 梅津茂巳氏、須田徹氏及び和田治郎氏は、社外取締役候補者であります。また、梅津茂巳氏、須田徹氏及び和田治郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同証券取引所に届け出る予定であります。

5. 梅津茂巳氏を社外取締役候補とした理由は、金融業務に精通した専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
6. 須田徹氏を社外取締役候補とした理由は、公認会計士としての知識・経験に基づいた専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
7. 和田治郎氏を社外取締役候補とした理由は、公認会計士としての知識・経験に基づいた専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
8. 取締役との責任限定契約について  
ダイユー・リックホールディングス株式会社は、齋藤徹氏、梅津茂巳氏、須田徹氏及び和田治郎氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低限度額とする予定であります。

9. ダイユー・リックホールディングス株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の補欠取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

ダイユー・リックホールディングス株式会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の補欠取締役となる者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                      | ①所有する当社の株式数<br>②所有する㈱リックコー<br>ポレーションの株式数<br>③割られるダイユー・<br>リックホールディング<br>ス㈱の株式数 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 熊田 康夫<br>(昭和35年4月4日生)  | 平成9年1月 エイト開発株式会社（平成17年2月当社と<br>合併）入社 常務取締役<br>平成17年2月 当社入社 店舗開発部長<br>平成17年5月 当社常務取締役店舗開発部長(現任)                                                              | ① 10,000株<br>② 0株<br>③ 11,100株                                                 |
| 中村 友秀<br>(昭和42年3月10日生) | 平成元年3月 株式会社リックコーポレーション入社<br>平成21年5月 同社アミーゴ事業部ゼネラルマネージャー<br>平成23年5月 同社取締役(現任)<br>平成25年3月 同社管理部ゼネラルマネージャー<br>平成27年3月 同社アミーゴ事業部長<br>平成27年9月 株式会社ジョーカー代表取締役(現任) | ① 0株<br>② 63,300株<br>③ 63,300株                                                 |

(注) 1. 所有する当社の株式数は平成28年2月20日現在、リックコーポレーションの株式数は平成28年2月29日現在の所有状況に基づき記載しております。また、割られるダイユー・リックホールディングス株式会社の株式数は当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して作成しております。よって、実際に同社の設立日の直前までに、所有する株式数及び同社の交付する株式数は変動することがあります。

2. 各候補者と当社及びリックコーポレーションとの間に特別の利害関係はなく、またダイユー・リックホールディングス株式会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

10. ダイユー・リックホールディングス株式会社の会計監査人に関する事項  
 ダイユー・リックホールディングス株式会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

|                    |                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                 | 新日本有限責任監査法人                                                                                                                                                                       |
| 主たる事務所の所在地         | 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号<br>日比谷国際ビル                                                                                                                                                      |
| 沿革                 | 昭和60年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、<br>太田昭和監査法人設立<br>平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が統合<br>し、監査法人太田昭和センチュリー設立<br>平成13年7月 新日本監査法人に名称変更<br>平成20年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、法人名称を新<br>日本有限責任監査法人に変更 |
| 概要<br>(平成27年3月末現在) | ① 資本金 913百万円<br>② 人員構成(非常勤除く)<br>公認会計士 3,463名<br>公認会計士試験合格者等 1,091名<br>その他専門職 1,710名<br>合計 6,264名<br>③ 被監査会社数 4,085社                                                              |

- (注) 1. 新日本有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。
2. 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項は以下のとおりであります。  
 金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要
- ① 処分対象  
新日本有限責任監査法人
  - ② 処分内容
    - ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
    - ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
 ※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定
  - ③ 処分理由
    - ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽の無いものとして証明したため。
    - ・監査法人の運営が著しく不当と認められたため。
3. 当該候補者は、過去2年間に、当社から公認会計士第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンス業務にかかる報酬を受けております。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### (1) 変更の理由

① 当社と株式会社リックコーポレーションが、株式移転により経営統合し「ダイユー・リックホールディングス株式会社」の設立を予定していることを踏まえ、グループ会社として効率的な業務執行を行うとともに情報開示の透明性を高めるため、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までとし、関連する現行定款につき、所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第41期事業年度は平成28年2月21日から平成29年2月末日までとし、かかる附則を設けることといたします。

② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。なお、現行定款第29条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### (2) 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (定時株主総会の基準日)<br>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月20日とする。                                                                                | (定時株主総会の基準日)<br>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。                                                                                                           |
| (取締役の責任免除)<br>第29条 (条文省略)<br>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。 | (取締役の責任免除)<br>第29条 (条文省略)<br>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)<br/>第37条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>                       | <p>(監査役の責任免除)<br/>第37条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>                    |
| <p>(事業年度)<br/>第38条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの1年とする。</p>                                                                                                                   | <p>(事業年度)<br/>第38条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p>                                                                                                                |
| <p>(剰余金の配当)<br/>第39条 当社の剰余金の配当は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p>                                                                                             | <p>(剰余金の配当)<br/>第39条 当社の剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p>                                                                                         |
| <p>(中間配当)<br/>第40条 当社は、取締役会の決議によって毎年8月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>                                                                              | <p>(中間配当)<br/>第40条 当社は、取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>                                                                         |
| <p>(転換社債の転換と配当金)<br/>第41条 当社の発行した転換社債の転換請求権により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当については、転換請求が2月21日から8月20日までになされたときは2月21日に、8月21日から翌年2月20日までになされたときは8月21日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> | <p>(転換社債の転換と配当金)<br/>第41条 当社の発行した転換社債の転換請求権により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当については、転換請求が3月1日から8月31日までになされたときは3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p>附則</p> <p>第1条 第38条(事業年度)の規定にかかわらず、<br/>第41期事業年度は、2016年2月21日か<br/>ら2017年2月28日までとする。</p> <p>第2条 第40条(中間配当)の規定は、2016年9<br/>月1日からその効力を生じる。</p> <p>第3条 本附則は、第41期事業年度経過後、これ<br/>を削除する。</p> |

以上

## 株式会社リックコーポレーションと経営統合で合意

株式会社リックコーポレーションとは平成21年3月24日に資本・業務提携をし、それ以降、商品の共同開発、調達、ペット事業アミーゴの店舗展開、人事の交流もしており、極めて良好な関係にあります。

こうした中、これまでの協力関係をさらに大きく前進させる必要性から、また、両社の強みを最大化し、シナジー効果を発揮させる必要性から、平成28年1月21日経営統合発表に至りました。

社名は「ダイユー・リックホールディングス株式会社」です。

ホールディング会社を東証1部上場させ、ダイユーエイトとリックコーポレーションがその傘下に入ります。

シナジー効果は以下のとおりです。

### ① 共同仕入・共同開発

統合による商品調達のスケールメリットを活かし、仕入先との関係をより強化することで、安価で質の高い競争力のある商品の安定確保が可能になります。

### ② 新規事業開発の推進

「ペットワールドアミーゴ」を展開するペット事業を統合・分社化することで、ショップブランドの確立が可能になるとともに、全国展開を視野に入れた店舗展開・事業戦略によりペットショップ日本一を目指します。

### ③ 経営基盤の強化

両社の経営資源や情報、ノウハウの統合・共有化や人材交流などによって競争力の強化を図ることで、より強固な経営基盤を構築し、新市場への展開や新規事業の強化により新たな収益の柱を育成することで、安定的・持続的な企業成長を実現するための経営基盤の構築を目指します。

### ④ コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンス・コードの制定により、強固で高度なコーポレートガバナンスが求められる中、持株会社体制では経営と執行を分離し、役割と責任を明確化するため、各事業執行会社においては、権限委譲によるスピード経営の実現、責任体制の明確化及び収益性の追求に特化させることができます。

現在、経営統合準備委員会を設置し、設立に向けて取り組んでおります。

### <新会社の概要>

- ・会社名                   ダイユー・リックホールディングス株式会社
- ・設立予定日           平成28年9月1日（木）
- ・本店所在地           福島県福島市太平寺字塚ノ上58番地
- 代表取締役社長     浅倉 俊一
- 専務取締役           川西 良治

### ・統合後の店舗数

|         | ダイユー<br>エイト | リックコーポ<br>レーション | 計   |
|---------|-------------|-----------------|-----|
| ホームセンター | 68          | 17              | 85  |
| アミーゴ    | 18          | 38              | 56  |
| その他専門店  | 21          | 20              | 41  |
| 計       | 107         | 75              | 182 |



「基本合意書」締結式



## ホームセンター田島店 オープン

11月13日（金）、南会津町田島にホームセンターを開店いたしました。

田島店は、国道289号線沿いに立地した、エイトタウン内への出店となりました。

エイトタウン田島には、来年スーパーマーケットが開店予定であります。

競合店との差異化を図るため、「建築」「補修」「作業」「農業」資材を核カテゴリーとした売場とし、地域のお客様に支持される店舗を目指しました。

農業が盛んな地域なので、アスパラガス、トマト、米といった農作物の収穫・出荷資材を強化し、農家の方々の需要にお応えできる品揃えをいたしました。

また、南会津町には大型家電量販店の出店がないため、需要が見込める家電製品、照明用品の売場拡大も行っております。特に白物家電では、農家で需要が多い、二層式洗濯機の品揃えをいたしました。



ホームセンター田島店外観



二層式洗濯機の品揃え



店内植物売場

## 下期 ホームセンター岩手水沢店、新潟中条店 リニューアルオープン

今期、ホームセンターの改装は計画通り、上期3店舗（茨城下妻店、那須塩原店、秋田瀧上店）を実施いたしました。

下期は、8月23日ホームセンター岩手水沢店、9月13日ホームセンター新潟中条店を改装いたしました。

今期のホームセンターリニューアルの目的は以下の2点であります。

- ① DIY用品、資材の強化
- ② 地域需要に対応した品ぞろえの構築



電動工具売場（ホームセンター岩手水沢店）



工事部材売場（ホームセンター岩手水沢店）



建築資材売場（ホームセンター新潟中条店）

## 災害時における物資等供給協力に関する協定締結

災害発生時に日用品や応急対策用の資機材などを迅速に提供できるようにするため、今期において行政官庁と「災害時における物資等供給協力に関する協定」を締結いたしました。

今期の締結先は以下のとおりであります。

- ・山形県河北町
- ・福島県南会津郡南会津町
- ・福島県いわき市
- ・福島県会津若松市

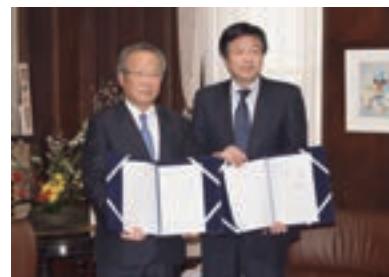
<平成28年3月現在 締結先>  
10県市町村  
2県警察本部  
1組合  
1社



南会津町との締結式



いわき市との締結式



会津若松市との締結式

## 郡山市総合防災訓練への参加

平成27年8月29日（土）に郡山市総合防災訓練が、郡山市緑ヶ丘第一小学校を中心に実施されました。

当社は、平成25年に郡山市と「災害時における物資等供給協力に関する協定」を締結していることから、昨年引き続き2回目の参加となりました。

当日は、雨の降る中約5,000名の市民の方々が参加され、メイン会場に当社専用展示ブースを設け、当社社員が、防災訓練に参加された市民の皆様へ展示した防災機材の説明を行い、防災啓蒙活動を行いました。



当社専用展示ブース



防災機材の説明の様子

## ペットフェア（わんちゃんしつけ教室・しつけ相談会）開催

今期は、ペットフェアをホームセンターダイユーエイト店舗とペットワールドアミーゴ店舗の合同開催で8回、ホームセンターダイユーエイト店舗単独で6回、ペットワールドアミーゴ店舗単独で2回の合計16回開催いたしました。

参加者数は、わんちゃんしつけ教室1,720名、わんちゃんしつけ相談会259名と多くの方に参加していただきました。

わんちゃんのしつけは、その場限りではなく、継続して楽しく行うことが肝心です。そのため、毎回、一ヶ月間のしつけメニューをご参加の飼い主様に提供しています。

また、しつけ相談会では、しつけをしたい（もっと飼い主の意思をわんちゃんに伝えたい）という気持ちはあるが、「トイレが出来ない」「吠える」「噛みつく」など基本的なしつけ方が分からない飼い主様が講師に熱心に相談されていました。



参加者の様子



しつけ相談会



訓練の様子

## 経営統合準備委員会発足

平成28年1月21日の当社と株式会社リックコーポレーションとの経営統合「基本合意書」の締結に基づき、平成28年2月18日より経営統合準備委員会を発足いたしました。



経営統合準備委員会の様子

平成28年9月1日のダイユー・リックホールディングスの設立に向け、経営統合準備委員会の下に各分科会を設置し、統合に向けた準備を行っております。

## 女性活躍推進プロジェクト発足

9月21日付で「女性活躍推進プロジェクト」が発足、活動をスタートしました。

<目的>

女性が活躍する場を広げ、女性管理職比率を30%に引き上げることを目的とし、キャリア推進、職場環境の整備を行う。

<取組内容>

① 女性の採用促進

採用時における女性採用比率の目標を設定し、雇用・昇進の機会を提供する。

② キャリア形成支援（教育支援制度）

女性管理職候補者を対象とした研修や、管理職を目指すための教育支援を行う。

③ 仕事と家庭の両立支援

男女ともに仕事と家庭、育児を両立できるような環境整備を行う。

## 株主メモ

|                     |                                                                                 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                | 毎年2月21日から翌年2月20日まで                                                              |
| 定時株主総会              | 5月                                                                              |
| 1単元の株式数             | 100株                                                                            |
| 配当金受領株主確定日          | 期末配当 2月20日<br>中間配当 8月20日                                                        |
| 株主名簿管理人             | 東京都中央区八重洲1-2-1<br>みずほ信託銀行株式会社                                                   |
| 事務取扱場所              | 東京都中央区八重洲1-2-1<br>みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部                                           |
| 郵便物送付/<br>電話お問い合わせ先 | 〒168-8507<br>東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>みずほ信託銀行株式会社 証券代行部<br>TEL.0120-288-324 (フリーダイヤル) |
| 公告方法                | 電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。             |

### 【株式事務に関するご案内】

#### ● 証券会社でお取引をされている株主様

|                 |                                              |
|-----------------|----------------------------------------------|
| お手続き<br>お問い合わせ先 | お取引のある証券会社                                   |
| お手続き内容          | 住所変更、単元未満株式の買取請求、<br>配当金受取り方法のご指定、相続に伴うお手続き等 |

#### ● 特別口座に記録されている株主様

|                 |                                                                                                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別口座管理機関        | 東京証券代行株式会社                                                                                     |
| お手続き<br>お問い合わせ先 | 〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>東京証券代行株式会社 事務センター<br><株式に関するお問い合わせ><br>TEL.0120-49-7009 (フリーダイヤル) |
| お取扱店            | 東京証券代行株式会社 本店<br>三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店                                                        |
| お手続き内容          | 住所変更、単元未満株式の買取請求、<br>配当金受取り方法のご指定、相続に伴うお手続き等                                                   |
| 特別口座での<br>留意事項  | 特別口座では、株式の売却はできません。売却するには、証券会社にお取引の口座を開設し株式の振替手続を行う必要がございます。                                   |

※未払配当金の支払い、支払明細等の発行に関する手続きは当社株主名簿管理人(みずほ信託銀行)が承ります。

|                 |                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| お手続き<br>お問い合わせ先 | 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>みずほ信託銀行株式会社 証券代行部<br>TEL.0120-288-324 (フリーダイヤル) |
| お取扱店            | みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店<br>みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店                                 |

## 株主優待制度

毎年2月20日現在の株主様に対し、年1回、以下の基準により贈呈しております。

### 1 贈呈基準

#### (1) 福島県・山形県・茨城県にお住まいの株主様

| 所有株式数    | 自社商品券                      |
|----------|----------------------------|
| 100株以上   | 1,000円(1枚1,000円の当社商品券1枚)   |
| 500株以上   | 3,000円(1枚1,000円の当社商品券3枚)   |
| 1,000株以上 | 5,000円(1枚1,000円の当社商品券5枚)   |
| 3,000株以上 | 10,000円(1枚1,000円の当社商品券10枚) |



#### (2) 福島県・山形県・茨城県以外にお住まいの株主様

| 所有株式数    | JCBギフト券 |
|----------|---------|
| 100株以上   | 1,000円  |
| 500株以上   | 2,000円  |
| 1,000株以上 | 3,000円  |
| 3,000株以上 | 5,000円  |

### 2 当社商品券のご利用基準

- この商品券は、ダイユーエイトグループ=ホームセンターダイユーエイト、ダイユーエイトMAX福島店(フードMAX・ドラッグエイトMAX・One's MAX)、ペットワールドアミーゴ、オフィスエイト、ワンズサイクル、鮮一、三春ハーブガーデンの各店でご利用いただけます。
- この商品券と引換えに当店の商品をお渡しいたします。
- この商品券は、現金とお引換えいたしません。ご利用金額が1,000円未満の場合、つり銭の返却はご容赦ください。
- 盗難や紛失された場合の再発行はいたしかねます。
- 次の商品・サービスは対象外とさせていただきます。
  - テナント業者及び催事者が取り扱う商品
  - 宝くじ券の購入
  - 商品の配送料、修理代
- 有効期限は、翌年5月末日までとさせていただきます。









